

障害者活躍推進計画

機関名	南阿蘇村農業委員会事務局
任命権者	南阿蘇村農業委員会会長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
南阿蘇村における障害者雇用に関する課題	南阿蘇村農業委員会事務局においては、職員数が2人程度の小規模な機関であり、各部局の採用については、村長部局で一括して行っている。現時点では、組織的な体制整備は行っていないが、人事異動も想定し、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、誰もが働きやすい環境整備に努める必要がある。
目 標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 (参考)法定雇用率、法定雇用障害者数 0人
②定着に関する目標	離職者を極力生じさせないように努める。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進するための体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者は、小規模な機関でもあり村長部局からの出向職員で構成されているため、村長部局と同様、総務課長を選任する。 ○障害者である職員が配置された場合の相談窓口は、部局内と総務課人事係に設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○人事評価の面談等を活用し、定期的に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。